

【障害分】事業概要

○ 福祉・介護職員処遇改善支援事業

(1) 対象事業所

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定する岩手県内の障害福祉サービス施設・事業所等(以下、「障害福祉サービス施設・事業所等」という。)(※)

※ 就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援は対象外

(2) 対象者

(1)に勤務する福祉・介護職員とする。また、障害福祉サービス施設・事業所等において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、本事業が福祉・介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で実施するものとする。

(3) 交付額

$a \times b$ (1円未満の端数切り捨て)

a 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額(ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む(令和4年2月サービス分以前の過誤調整分は含まない。))また、障害児入所施設については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。)

b サービス別交付率(表1)

(4) 対象事業所数

約650施設・事業所(推計)

(5) 交付スキーム

ア 県は、障害福祉サービス施設・事業所等を運営する法人(以下「各法人」という。)に対し、事業案内及び事業の申請開始を周知する。

※ 申請は、原則、法人単位とする。また、申請様式は県ホームページに掲載し、各法人においてダウンロードすることとし、事業案内にもその旨周知する。

イ 各法人は、申請書を県へ提出する。

ウ 県は、申請書を審査のうえ、申請者である法人に対し、交付決定通知を発送する。

エ 岩手県国民保険団体連合会(以下、「国保連」という。)から障害福祉サービス施設・事業所等に対して交付額の支払いを行う。債権譲渡を行っている障害福祉サービス施設・事業所等に対しては県において支払いを行う。

オ 各法人は、事業完了後、県に対し、実績報告書を提出する。

カ 県は、実績報告書を審査し、各法人に対し、額の確定通知を発送する。なお、過払いがあった場合は、返還手続きを行う。

(6) 交付スケジュール

実施期間	内 容
令和4年4月上旬 ～令和4年4月15日	各法人からの申請書受付
令和4年4月中旬 ～令和4年5月下旬	申請書の審査、交付対象事業所リストの作成
令和4年6月中旬	県から交付決定通知の発送

令和4年6月下旬 ～令和4年11月下旬	国保連から交付額の支払い(債権譲渡を行っている障害福祉サービス施設・事業所等に対しては県から支払い)
令和4年11月下旬 ～令和5年1月31日	各法人からの実績報告書受付
令和4年11月下旬 ～令和5年3月下旬	実績報告書の審査
令和4年11月下旬 ～令和5年3月下旬	額の確定通知の発送、過払いがあった場合には返還手続き

表1 福祉・介護職員処遇改善支援事業対象サービス別交付率

サービス区分	交付率
居宅介護	3.6%
重度訪問介護	3.6%
同行援護	3.6%
行動援護	3.6%
重度障害者等包括支援	3.6%
生活介護	1.1%
施設入所支援	2.6%
短期入所	2.6%
療養介護	2.6%
自立訓練（機能訓練）	1.7%
自立訓練（生活訓練）	1.7%
就労移行支援	1.3%
就労継続支援A型	1.3%
就労継続支援B型	1.3%
共同生活援助（指定共同生活援助）	2.4%
共同生活援助（日中サービス支援型）	2.4%
共同生活援助（外部サービス利用型）	2.4%
児童発達支援	1.9%
医療型児童発達支援	1.9%
放課後等デイサービス	1.9%
居宅訪問型児童発達支援	1.9%
保育所等訪問支援	1.9%
福祉型障害児入所施設	3.5%
医療型障害児入所施設	3.5%

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。